

児童対象性暴力等の防止に関する 基本指針・対応体制等規程

制定日： 令和 8 年 8 月 24 日

最終改定日：令和 8 年 8 月 24 日

日本コミュニティアケア株式会社

児童発達支援・放課後等デイサービス 森の妖精

目次

第1章 総則

1. 目的
2. 基本方針
3. 適用範囲
4. 責任体制

第2章 児童対象性暴力等及び不適切な行為の防止

1. 児童対象性暴力等の禁止
2. 不適切な行為の考え方
3. 森の妖精において禁止する主な行為
4. 支援上必要な行為

第3章 犯罪事実確認及び防止措置

第4章 児童対象性暴力等の報告・対応ルール

1. 職員から管理者への報告
2. 管理者から管理本部への報告
3. 管理者自身に関係する場合
4. こどもの安全確保
5. 関係機関との連携

第5章 相談体制

内部相談窓口

外部相談窓口

第三者相談窓口

第6章 従事者向け研修

第7章 情報管理規程

1. 情報管理責任者
2. 管理本部への報告
3. 取扱者の限定
4. 情報管理

第8章 点検・見直し

森の妖精における基本的な報告体制

第1章 総則

1. 目的

本規程は、児童発達支援・放課後等デイサービス「森の妖精」における児童対象性暴力等を未然に防止するとともに、その疑いを把握した場合に、こどもの安全と権利を最優先として迅速かつ組織的に対応することを目的とする。

2. 基本方針

日本コミュニティアケア株式会社及び森の妖精は、次の事項を基本原則とする。

- ・ こどもの安全を最優先にする
- ・ 起こさせない
- ・ 見逃さない
- ・ 一人で抱え込まない
- ・ 疑いの段階でも報告する
- ・ 組織として対応する

3. 適用範囲

本規程は、森の妖精に勤務し、または児童と接する業務に従事するすべての者に適用する。

雇用形態、職種、勤務時間等にかかわらず、実際に児童と接する業務に従事する者について適切な管理を行う。

4. 責任体制

森の妖精における児童対象性暴力等防止に関する事業所責任者は管理者とする。

管理者は、本規程に基づき、次の事項を行う。

- ・ 日常的な安全管理
- ・ 職員への周知
- ・ 研修の実施
- ・ 相談への対応
- ・ 事案発生時の初期対応
- ・ 記録の管理
- ・ 情報管理

重大な事案、児童対象性暴力等の疑い、情報漏えい、その他法人として対応が必要な事項を把握した場合、管理者は速やかに日本コミュニティアケア株式会社 管理本部へ報告する。

管理本部は、管理者からの報告を受け、必要な指示、関係機関との連携、法人としての対応及び再発防止策の確認を行う。

第2章 児童対象性暴力等及び不適切な行為の防止

1. 児童対象性暴力等の禁止

職員は、児童に対する性的な行為、性的目的による身体接触、性的な発言その他児童対象性暴力等に該当する行為を一切行ってはならない。

管理者は、日頃から職員の支援状況を確認し、不適切な行為の防止に努める。問題またはその疑いを把握した場合は、直ちに必要な安全確保措置を講じ、管理本部へ報告する。

2. 不適切な行為の考え方

性暴力には該当しない場合であっても、支援上必要とはいえない行為や、継続・発展することで児童対象性暴力等につながるおそれのある行為については、不適切な行為として取り扱う。

3. 森の妖精において禁止する主な行為

- ・ 支援上必要のない抱きつき、キス、身体接触
- ・ 胸、臀部、陰部等への不必要な接触
- ・ 必要以上に児童と身体を密着させる行為
- ・ 排泄・更衣時に必要以上に身体を見る、触れる行為
- ・ 性的な冗談や身体について不快感を与える発言
- ・ 必要な理由なく密室や死角で二人きりになる行為
- ・ 個人の携帯電話等による児童の撮影
- ・ 個人の LINE、SNS、メール等による私的な連絡
- ・ 業務外で児童と私的に会うこと
- ・ その他、児童に不安、不快感、羞恥心を与える行為

4. 支援上必要な行為

安全確保、医療的対応、排泄、更衣、行動上の支援等により身体接触が必要な場合は、児童の発達段階及び特性に配慮し、必要最小限の範囲で行う。

職員が判断に迷う場合は、自己判断せず管理者へ相談する。管理者においても判断が困難な場合は、管理本部へ報告・相談する。

第3章 犯罪事実確認及び防止措置

犯罪事実確認の対象となる従事者については、関係法令及びガイドラインに基づき適切に確認を行う。

対象となる職員の範囲については、管理者が業務実態を確認し、管理本部と協議の上決定する。

犯罪事実確認等により配置・採用その他の対応が必要となった場合は、管理者のみで判断せず、管理本部へ報告し、法人として適切な対応を行う。

採用募集要項、誓約書、就業規則その他の規程についても、管理本部を中心として必要な見直しを行う。

第4章 児童対象性暴力等の報告・対応ルール

1. 職員から管理者への報告

職員が次の事項を把握した場合は、確証の有無にかかわらず、直ちに管理者へ報告する。

- ・児童から相談を受けた
- ・保護者から相談を受けた
- ・不適切な行為を目撃した
- ・児童の様子に異変を感じた
- ・性暴力等の疑いを把握した

2. 管理者から管理本部への報告

管理者は報告を受けた場合、まず児童の安全を確保する。その上で、児童対象性暴力等または重大な不適切行為の疑いがある場合は、次の報告ルートにより速やかに管理本部へ報告する。

基本報告ルート

職員 → 森の妖精 管理者 → 日本コミュニティケア株式会社 管理本部

管理本部は、管理者と連携して法人としての対応方針を決定する。

3. 管理者自身に関係する場合

管理者自身が事案の当事者または疑いの対象となっている場合、職員は管理者を経由せず、日本コミュニティケア株式会社 管理本部へ直接報告する。

4. こどもの安全確保

必要に応じて、疑いのある職員と児童を分離し、当該職員を児童と接する業務から外すなどの措置を講じる。

5. 関係機関との連携

管理者及び管理本部は、事案の内容に応じて次の関係機関等と連携する。

- ・警察
- ・児童相談所

- ・所管行政機関
- ・医療機関
- ・性暴力被害に関する専門機関

緊急の場合は、児童の安全確保を優先し、警察への通報や救急要請等を行う。

第5章 相談体制

こども、保護者及び職員ができるだけ早く安心して相談できるよう、複数の相談ルートを確保する。

内部相談窓口

児童発達支援・放課後等デイサービス 森の妖精

相談責任者：管理者

TEL：052-611-6115

法人としての対応が必要な事項は、管理者から管理本部へ報告する。

管理者に相談することが困難な場合、または管理者が事案に関係している場合は、管理本部へ直接相談・報告することができる。

外部相談窓口

性暴力救援センター日赤なごや「なごみ」

TEL：052-835-0753

全国共通短縮ダイヤル：#8891

第三者相談窓口

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

子ども専用：0120-874-994

大人・関係機関：052-211-8640

相談・報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行わない。相談内容は必要最小限の範囲で共有し、秘密保持及びプライバシー保護を徹底する。

第6章 従事者向け研修

森の妖精における研修責任者は管理者とする。

管理者は、次の研修を計画・実施する。

- ・採用時研修

- ・年1回以上の定期研修
- ・必要に応じた臨時研修

研修終了後は、次の事項を記録する。

- ・実施日
- ・研修内容
- ・参加者
- ・使用教材
- ・欠席者への補講
- ・確認テスト等

管理者は、研修の実施状況を必要に応じて日本コミュニティアケア株式会社 管理本部へ報告する。管理本部は研修状況を確認し、必要に応じて内容の改善・追加研修等を指示する。

第7章 情報管理規程

1. 情報管理責任者

森の妖精における犯罪事実確認情報等の情報管理責任者は管理者とする。

管理者は、犯罪歴情報その他の機微な情報について、法令及び関係規程に基づき厳格に管理する。

2. 管理本部への報告

管理者は、次の情報管理上の問題を把握した場合、直ちに日本コミュニティアケア株式会社 管理本部へ報告する。

- ・情報漏えい
- ・紛失
- ・誤送信
- ・不正アクセス
- ・不適切な閲覧
- ・不適切な持出し
- ・その他情報管理上の重大な問題

管理本部は、管理者と連携して被害拡大防止措置を講じ、必要に応じて関係行政機関等への報告を行う。

3. 取扱者の限定

犯罪事実確認情報等を取り扱う者は、管理者その他法人が必要と認めた者に限定する。業務上必要のない職員に閲覧・提供してはならない。

4. 情報管理

犯罪事実確認情報等については、次の事項を徹底する。

- ・必要以上に複製しない
- ・個人のスマートフォン等で撮影しない
- ・USB 等へ無断で保存しない
- ・個人メールへ転送しない
- ・SNS 等へ投稿しない
- ・関係のない者へ話さない

第8章 点検・見直し

管理者は、児童対象性暴力等の防止に関する事業所の取組状況を定期的に点検する。

重大な事案、ヒヤリハット、情報管理上の問題等が発生した場合は、速やかに管理本部へ報告する。

管理本部は、管理者からの報告及び事業所の実施状況を確認し、必要に応じて次の事項を見直す。

- ・対応ルール
- ・不適切な行為の範囲
- ・職員配置
- ・相談体制
- ・研修計画
- ・情報管理体制
- ・就業規則等

森の妖精における基本的な報告体制

職員



森の妖精 管理者
(事業所責任者・相談責任者・情報管理責任者)



日本コミュニティア株式会社 管理本部
(法人としての確認・指示・対応)



必要に応じて警察・児童相談所・所管行政機関等

※管理者自身が事案の関係者である場合は、職員から日本コミュニティア株式会社 管理本部へ直接報告する。

日本コミュニティア株式会社
児童発達支援・放課後等デイサービス 森の妖精